

「支え手を増やす取組み」について

2002年9月10日
社会保障審議会年金部会
上智大学 堀 勝洋

第1 基本的考え方

- ・ 基本は雇用就労の改善—失業者を少なくし、高齢者、女性、障害者等が働く環境を整備する
- ・ 所得のある者は保険料を拠出する—非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する。ただし、給付構造が「定額+所得比例」となっている場合は、低賃金の者への適用拡大には限界がある

第2 在職老齢年金

(1) 現行制度の評価

- ・ 在職老齢年金の就労阻害効果の主張についての疑問—在職老齢年金は限界税率が50%であるのと同じであるため、就労阻害効果があるとされる。しかし、①働けば働くほど「賃金+年金」は増える、②働くのは賃金のためだけでなく、働くこと自体が楽しい、健康維持、人間関係の維持等の意義があるから働く、③在職老齢年金を全額不支給すれば、高齢者の賃金が低いため、かえって働くのをやめ、年金を全額受ける可能性が高い
- ・ 在職老齢年金の賃金抑制効果の主張についての疑問—在職老齢年金があるため、高齢者の賃金が抑制される面がないとはいえない。しかし、①そもそも高齢者の賃金が低くなっているのは、年功制の下で高すぎるのを抑制した結果ではないのか。②高齢者の賃金が、その能力・成果と比べて低いのは問題であるが、高齢者の雇用を促進している面があるのでないか

(2) 改革案の問題

- ・ 60～69歳の在職者に対する年金の全額支給案も全額不支給案も、現行制度よりも更に大きな問題が生じさせるおそれがある
- ・ 在職老齢年金の繰下げ支給案の問題点—①繰下げ支給の年金額も在職老齢年金と同じく限界税率50%で減額されるとすれば、就労阻害効果の面では現行制度と同じではないのか。②繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自動的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果についても現行制度と同じになるのではないか

(3) 支給開始年齢という考え方の廃止

- ・ 厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられた後は、支給開始年齢という考え方を廃止し、60～69歳のいつからでも年金を受けることができるという考えに変える（この場合、60～64歳で受ける年金額は減額年金の額とし、65歳1か月以後69歳までに受ける年金額は増額年金の額とする）

第3 次世代育成支援

(1) 基本的考え方

- ・ 社会保障制度を含め、国・地方のあらゆる政策を通じる少子化対策が必要。それだけでなく、労使合意によって働き方を変えることが必要。年金制度でも、できるものは実施
- ・ 子を産み育てやすい環境の整備が最重要—出産・子育てと就労の両立策が最も重要
- ・ 「親の扶養」と「子の扶養」の社会的ニーズは同じではない—①前者は生活扶助義務、後者は生活保持義務。親についての扶養意識は薄れているが、子についての扶養意識は存在。
②家族制度が流動化している今日でも、核家族（親と未成年子）は存在。③「親の扶養」社会化の程度と「子の扶養」の社会化の程度は異なってよい
- ・ 特に、現金給付については、コスト対効果を考えることが必要

(2) 年金制度での対応

- ・ 賦課方式の現行制度の考えは、「若い時にそのときの高齢世代を扶養したから、老後に扶養を受ける」であって、「若い時に子を扶養したから、老後に扶養を受ける」ではない。これを、「若い時に高齢世代と子を扶養したから、老後に扶養を受ける」に変えるのか？
- ・ 第3号被保険者制度があるため、出産・育児のため働くのを止めても、基礎年金は支給される。問題は、①女性の被用者のうち、第3号被保険者については、2階部分の厚生年金がない又は少ないこと、②女性の被保険者のうち、第2号被保険者については、育児休業期間中の保険料免除以外に施策がないこと、③第1号被保険者には出産・育児に対する施策がないことにある
- ・ 「若者皆奨学生」は基本的に賛成。これ以外にも、年金制度での説得力ある次世代育児支援策があれば、要検討

「財政方式・積立金」と「第3号被保険者」について

2002年9月26日
社会保障審議会年金部会
上智大学 堀 勝洋

第1 公的年金制度の財政方式

- ・ 公的年金制度の財政方式の基本は賦課方式—①公的年金の目的は生活の保障—賦課方式によってのみ物価・賃金の変動に応ずる年金の実質価値維持が可能、②積立方式移行に伴う巨額の二重の負担（厚生年金330兆円）の解消は困難、③積立方式の下で積み上がる巨額の政府貯蓄（厚生年金500兆円以上）がもたらす問題（年金基金社会主義、運用利回りの低下等）、④積立方式のリスク（運用利回りの変動、倒産等による投資資金の回収不能、外国投資の場合の為替リスク等）
- ・ 賦課方式の下で生ずる世代間の負担の不公平の緩和—高齢化率が低い段階で可能な限り保険料を引き上げて積立金を保有し、高齢化が進んだ段階での保険料負担を軽減

第2 年金積立金

- ・ 公的年金についての積立金保有の根拠—①高齢化が進んだ段階における年金保険料負担の軽減、②高齢化に伴う年金保険料負担の世代間格差の緩和、③高齢化に伴う貯蓄減少に対応するための投資資金の確保、④自分の老後の年金費用は可能な限り積み立てておくという自助の要素の重視
- ・ どの程度積立金を保有すべきか

第3 第3号被保険者制度

- ・ 片働き世帯の妻の年金保障—片働き世帯が大部分の社会では、就労する者に夫婦2人分の年金を支給する世帯単位の年金が適合的。共働き世帯が大部分の社会では、夫婦それぞれに年金を支給する個人単位の年金が適合的。現在の日本は、片働き世帯と、妻が補助的就労の共働き世帯がかなり存在するため（第3号被保険者1150万人）、就労する者のみに個人単位の年金を支給するのは、就労しない者の年金保障に欠ける
- ・ 負担能力の欠ける・低い者への保険料賦課は困難
- ・ 女性に不利な雇用・就労の改善が最重要課題—女性が家事・育児・介護をするという社会慣行により、女性の雇用・就労が困難（出産・育児による退職、育児後の職がパートしかない等）→年金受給面で不利→第3号被保険者制度による年金保障→男女の雇用機会、賃金等の雇用条件、雇用環境等に差のない社会が実現し、男女が等しく働くようになれば第3号被保険者制度は廃止
- ・ 当面は第3号被保険者の範囲縮小一年収要件・パートの厚生年金適用要件のは是正
- ・ 長期的には賃金分割案も要検討

「支え手を増やす取組み」について（改訂）

2002年9月26日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

第1 基本的考え方

- ・ 基本は雇用・就労の改善—失業者を少なくし、高齢者、女性、障害者等が働く環境を整備する
- ・ 所得のある者は保険料を拠出するのが原則—非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する。ただし、給付構造が「定額+所得比例」となっているので、低賃金の者への適用拡大には限界がある

第2 在職老齢年金

（1） 現行制度の評価

- ・ 在職老齢年金の就労阻害効果の主張についての疑問—在職老齢年金は限界税率が50%であるのと同じであるため、就労阻害効果があるとされる。しかし、①より長い時間働いて賃金が増えれば、「賃金+年金」は増える、②労働者は自分の裁量で働く時間を左右し得るとする前提に疑問がある、③働くのは賃金のためだけでなく、働くこと自体が楽しい、健康維持、人間関係の維持等の意義があるから働くのではないか、④在職老齢年金を全額不支給とすれば、高齢者の賃金が低いため、かえって働くのをやめ、老齢年金を全額受ける可能性が高いのではないか
- ・ 在職老齢年金の賃金抑制効果の主張についての疑問—在職老齢年金があるため、高齢者の賃金が抑制される面がないとはいえない。しかし、①そもそも高齢者の賃金が低くなっているのは、年功制の下で高すぎるのを抑制した結果ではないのか、②高齢者の賃金が、その能力・成果と比べて低いのは問題であるが、高齢者の雇用を促進している面があるのではないか

（2） 改革案の問題

- ・ 60～69歳の在職者に対する年金の全額支給案も全額不支給案も、現行制度よりも更に大きな問題が生じさせるおそれがある
- ・ 在職老齢年金の繰下げ支給案の問題点—①繰下げ支給の年金額も在職老齢年金と同じく限界税率50%で減額されるとすれば、就労阻害効果の面では現行制度と同じではないのか、②繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自主的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果についても現行制度と同じになるのではないか

(3) 支給開始年齢という考え方の廃止

- ・ 在職老齢年金制度に関し適切な代替案が見つからない一支給開始年齢が完全に65歳に引き上げられるまでは、基本的に現行制度の枠組みを維持一屈折点（ペンド・ポイント）22万円、限界税率50%は見直しの余地がある
- ・ 厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられた後は、支給開始年齢という考え方を廃止し、60～69歳のいつからでも年金を受けることができるという考えに変える（この場合、60～64歳で受ける年金額は減額年金の額とし、65歳1か月以後69歳までに受ける年金額は増額年金の額とする）

第3 次世代育成支援

(1) 基本的考え方

- ・ 社会保障制度を含め、国・地方のあらゆる政策を通ずる少子化対策が必要。それだけでなく、労使合意によって働き方等を変えることが必要。年金制度でも、できるものは実施
- ・ 子を産み育てやすい環境の整備が最重要一出産・子育てと就労の両立策が最も重要
- ・ 「親の扶養」と「子の扶養」の社会的ニーズは同じではない—①前者は生活扶助義務、後者は生活保持義務。親についての扶養意識は薄れているが、子についての扶養意識は存在。②家族制度が流動化している今日でも、核家族（親と未成年子）は存在。③「親の扶養」の社会化の程度と「子の扶養」の社会化の程度は異なってよい。＊社会保障は、ニーズのある者にニーズに応じて給付する仕組み
- ・ 特に、現金給付については、コスト対効果を考えることが必要

(2) 年金制度での対応

- ・ 賦課方式の現行制度の考えは、「若い時にそのときの高齢世代を扶養したから、老後に扶養を受ける」であって、「若い時に子を扶養したから、老後に扶養を受ける」ではない。これを、「若い時に高齢世代と子を扶養したから、老後に扶養を受ける」に変えるのか？
- ・ 年金制度での対応は、出産・育児のため年金に関し不利になっているとすれば、それを解決するのが基本一第3号被保険者制度があるため、出産・育児のため働くのを止めても、基礎年金は支給される。問題は、①女性の被用者のうち、第3号被保険者については、2階部分の厚生年金がない又は少ないこと、②第1号被保険者には出産・育児に対する施策がないことにある
- ・ 「若者皆奨学生」案については基本的に賛成。これ以外にも、年金制度での説得力ある次世代育児支援策があれば、要検討

公的年金制度改革の課題について

2002年10月11日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

第1 基本的方向

1 年金制度に対する不安感・不信感の払拭

- ・ 揺るぎない制度構築、安心のメッセージ
- ・ 正確な情報提供

2 年金制度の支え手を増やす—9月26日年金部会提出ペーパー「支え手を増やす取組み」について（改訂）」を参照—

- ・ 高齢者、女性等の就労促進—就労環境・就労条件の整備が必要
- ・ 非正規就労者への厚生年金適用
- ・ 少子化対策—従来型の政策に加えて、働き方・ワークシェアリング・家族的責任等に関する労使による社会協約の締結

3 年金制度の公平化

- ・ 高齢世代と若年世代の所得のバランス—引退世代と就労世代との間の適正な分配
- ・ 被用者年金制度間の給付・負担の公平化
- ・ 世代間の保険料負担格差の緩和

4 社会保障制度の総合化・整合化

- ・ 年金・医療・福祉の連携・調整
- ・ 社会保険制度の一元化
- ・ 社会保障法の法典化

5 経済成長が年金制度への最大の支援

- ・ 教育・訓練、技術振興等

第2 前回改正で積み残した問題の解決

1 基礎年金の国庫負担率の引上げ—6月11日年金部会提出ペーパー「国庫負担及び年金税制について」の第1を参照—

- ・ 将來の保険料を負担可能にするために不可欠
- ・ 公的年金等控除額の縮減等による財源の確保

2 保険料引上げ凍結の解除

- ・ 国民年金・厚生年金保険料の計画的・段階的引上げ
- ・ 厚生年金基金の免除保険料率・最低責任準備金の凍結解除

3 女性と年金問題の解決

- ・ モデル年金の見直し
- ・ パートへの厚生年金の適用
- ・ 第3号被保険者—9月26日年金部会提出ペーパー「財政方式・積立金」と「第3号被保険者」についての第3を参照—
- ・ 年金制度における育児への配慮
- ・ 離婚時の厚生年金の分割
- ・ 遺族年金額の見直し

第3 社会経済の変化に伴う年金制度の見直し

1 少子高齢化への対応

- ・ 出生率への少子化対策の効果等を見守る必要性がある一人口推計の高位推計及び低位推計も視野に入れる
- ・ 長期的には給付水準の見直し、支給開始年齢の引上げ等が必要となるにしても、国民の年金不安を引き起こさないようにすることが重要
- ・ 長寿化のリスクは同一世代内で解決

2 経済の変化への対応

- ・ 雇用確保が社会保険の前提—失業増に対する対策強化（ワークシェアリング等）、日本経済の空洞化防止対策
- ・ 物価下落への対応—物価スライドの実施。ただし、スライド発動要件（例えば、物価の上昇・下落率1%）の復活も
- ・ 経済のグローバル化への対応—年金通算協定の締結促進

3 年金制度体系・給付構造と給付・負担の見直し—7月19日年金部会提出ペーパー「年金制度の体系」及び「給付と負担」の見直しについて

4 その他

- ・ 被用者年金制度の統合・一元化
- ・ 年金税制の見直し—6月11日年金部会提出ペーパー「国庫負担及び年金税制について」の第2を参照—

第4 年金制度の抜本改革の提案に対する考え方

1 基礎年金の社会扶助方式化（税方式化）の提案—5月17日年金部会提出ペーパー「基礎年金の社会扶助方式化の提案について」を参照—

- ・ 社会保険方式の堅持—社会保険方式の優位性

2 厚生年金の積立方式化・民営化の提案—9月26日年金部会提出ペーパー「財政方式・積立金」と「第3号被保険者」についての第1・第2を参照—

- ・ 完全積立方式化・完全民営化は困難かつ望ましくない
- ・ 今後の保険料引上げを緩和するための積立金の保有は必要
- ・ 厚生年金の給付の一部を企業年金で肩代わり—厚生年金基金の形での民営化、厚生年金基金を代行から適用除外へ

3 公的年金の確定拠出年金化（スウェーデン方式化）の提案—7月19日年金部会提出ペーパー「年金制度の体系」及び「給付と負担」の見直しについての第3の3を参照—

- ・ スウェーデン方式をそのまま導入すると、皆年金体制の崩壊、垂直的所得再分配（年金による老後所得の平準化）機能の喪失、老後の生活の不安定化などの問題が生じる可能性がある
- ・ 長期的には要検討か←被用者化の一層の進展、連帯意識の希薄化・損得勘定意識の高まり

第5 追加意見一スウェーデン方式についての留意事項

1 将来保険料率固定方式の日本への導入に当たっての留意事項

- ・ 日本は今後高齢化が急速かつ大幅に進むため、現在の保険料率（第1号被保険者については、保険料額。以下同じ）で固定することは困難→固定するとするならば、段階保険料率で固定→世代によって保険料率が異なるため、拠出した保険料に運用収入を加えたものを年金額とする確定拠出年金にすることは困難ではないか。保険料率に世代間で差がなくなった後しか導入できないのではないか

2 寿命の伸び及び就業率・出生率の変動を年金額に反映させることの妥当性

- ・ スウェーデンのように確定拠出年金にした場合であって、平均寿命（余命）が伸びたときに、年金額を引き下げるのは理由がある
- ・ スウェーデンのように確定拠出年金にした場合であって、被保険者数が予定したよりも減少したときの年金額については、次のことを考慮する必要がある
① 現在の引退世代の出生率が低かったために、現在の被保険者数が減少したのなら、年金額を引き下げる理由はある

- ② 現在の現役世代の出生率が低くなったことを理由に、現在の引退世代の年金額を引き下げるのは余り理由がない。現在の現役世代の将来の年金額を引き下げる方が妥当
- ③ 現在の現役世代の就業率が下がったため予定したものより被保険者数が減少したことを理由に、現在の引退世代の年金額を引き下げるのは余り理由がない。この場合は現在の現役世代の保険料率を引き上げる方が妥当。なお、現在の現役世代のうち就業しなかったものについての将来の年金費用は減少する
- ④ なお、経済の低迷により、被保険者数が減少したり、賃金が引き下げられたりしたため、年金財政が悪化した場合は、賦課方式の下にある公的年金の額を引き下げるのは理由がある